

幌延町まちづくり基本条例(素案)

目次

前文	総則(第1条―第2条)
第1章	まちづくりの基本原則(第3条)
第2章	情報の共有(第4条―第7条)
第3章	参加と協働(第8条―第12条)
第4章	町民等(第13条―第15条)
第5章	町議会(第16条―第19条)
第6章	町長等(第20条―第24条)
第7章	町政運営の原則(第25条―第31条)
第8章	まちづくりの基本方針(第32条―第37条)
第9章	最高規範性等(第36条―第37条)
第10章	附則



本条例を制定します。

第1章 総則

第1条(目的) この条例は、本町のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民、町議会及び町長等がその役割と責務を共有し、個性豊かな地域社会を築くことを目的とし、

第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによりする。

(1) 町民 町内に住み、又は町内で働き、学び、若しくは活動する人等をいいます。

(2) 町 町長等及び議会にて構成される基礎自治体としての幌延町をいいます。

(3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(5) 協働 町民、町議会及び町長等が、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補充し、協力することをいいます。

(6) コミュニティ 住んでいる地域を単位とした町内会、目的を掲げて活動しているボランティア団体などの豊かな生活を目指して結ばれた多様な組織をいいます。

(7) パブリックコメント 重要な条例及び計画の策定に当たり、町民の意見を反映させるために事前に案を公表し、町民の意見を聴取するとともに、これに対する町長等の考え方を公表する制度をいいます。

第2章 まちづくりの基本原則(基本原則)

第3条(基本原則) まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

(1) 町民、町議会及び町長等が、まちづくりに関する情報を共有すること。

(2) 町民一人ひとりが自ら考え行動し、まちづくりに参加する機会が保障されること。

(3) 町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを行うこと。

(4) 町議会及び町長等は、町政に対する町民の信頼を確保するため、説明責任を果たすとともに、公正な町政運営を行うこと。

を町民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公開を総合的に推進します。

2 町政に関する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

(個人情報保護)

第6条 町は、保有する個人情報に関して厳重な管理を行い、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、町が持つ個人情報保護をします。

2 個人情報保護の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

(パブリックコメント)

第7条 町長等は、町民への説明責任を果たすとともに、町政への参加の促進を図り、公正で民主的な開かれた町政の推進のため、パブリックコメントを実施します。

2 パブリックコメントの実施について必要な事項は、別に条例で定めます。

第4章 参加と協働

第8条 町民は、まちづくりの主役として町政運営に参加する権利があります。

2 町は、まちづくりの重要な計画の策定、実施及び評価のそれぞれにおいて、町民の参加を保障します。

(町民参加の推進)

第9条 町は、町民のまちづくり参加を推進するため、積極的に参加できる機会の拡充に努めます。

2 町民の参加について必要な事項は、別に条例で定めます。

(協働の推進)

第10条 町民、町議会及び町長等は、それぞれの役割と責任の下に、協働のまちづくりを推進します。

2 町は、協働のまちづくりを推進するため、自主的及び主体的に取り組みまちづくりの担い手に対して、必要な支援を行います。

ます。

(コミュニティ活動の推進)

第11条 町民と町は、自治の担い手としてのコミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを守り育てます。

2 町は、まちづくりの担い手であるコミュニティの自主性と主体性を尊重しながら、必要な支援を行います。

(住民投票)

第12条 町は、町政の重要な事項について、直接町民の意思を確認するため、住民投票を実施することがあります。

2 住民投票に参加できる者の資格、投票結果の取り扱いその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

第5章 町民等

(町民の権利)

第13条 町民は、町政の主権者として、まちづくりに参加する権利を有します。

2 町民は、相互に基本的人権が尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。

3 町民は、町政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有します。

(町民の責務)

第14条 町民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 町民は、お互いを尊重し、支え合いながら協働してまちづくりを進めるように努めます。

(事業者等の権利及び責務)

第15条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、町民及び町と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手として、まちづくりに参加する権利を有します。

2 事業者等は、町民とともに地域社会を構成する一員として